

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令甲第二十一号

地方事務所長

昭和二十五年六月鳥取縣訓令甲第七号鳥取縣木炭検査施行手続を次のように改正する。

昭和二十五年九月二十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

附表2検査簿及検査成績簿の様式を次のように改める。

附則

この手続は、公布の日から施行し、昭和二十五年九月十日から適用する。

昭和二十五年九月二十二日
第二千四百四十五号
金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)
火金 曜日發行(時ハ翌日)

昭和二十五年九月二十二日
第二千四百四十五号
(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

00262
00262

告示

◇鳥取縣告示第四百七十八号

国民健康保険を行う次の村に対して国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の変更を認可した。

昭和二十五年九月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村

東伯郡古布庄村
日野郡神奈川村

二、條例変更の認可年月日

昭和二十五年九月九日

◇鳥取縣告示第四百七十九号

牛の流行性感冒予防規則（昭和二十五年九月鳥取縣規則第七十一号）第一條の規定による出入を禁止する地域を次のように指定した。

昭和二十五年九月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

出入禁止地域

東伯郡 長瀬村、淺津村、宇野村、花見村、旭村、上小鴨村、山守村、南谷村、矢送村、橋津村、泊村、榮村、浦安町、下郷村、上郷村
氣高郡 東郷村、美穂村

◇鳥取縣告示第四百八十号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により氣高郡鹿野町長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年九月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年九月二十三日から
同 年九月二十七日まで

◇鳥取縣告示第四百八十一号

00263

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により
 岩美郡小田村議會議員の候補者につき覚書に掲げる條項
 に該当する者でない旨の確認を求め、初期日を次の通り
 指定する。

昭和二十五年九月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年九月三十日から

同 年十月六日まで

◇鳥取縣告示第四百八十二号
 建設業法第十四條第四号の規定による廢業届があつたの
 で同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から
 次の者の登録を昭和二十五年八月二十八日抹消した。

昭和二十五年九月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる營業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録
(ウ)第二十八号

昭和二十四年
十月十九日

鳥取日産興業所

鳥取市川外大工町五〇ノ三

中川 信 正

◇鳥取縣告示第四百八十三号

次の通り基本測量を実施する旨建設省地理調査所長より
 通知を受けた。

昭和二十五年九月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、測量の目的 測地天文測量

一、測量期間 自昭和二十五年十月二十五日
至同 年十一月十日

一、測量の地域 鳥取縣東伯郡

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第十五号

次の者に対し昭和二十五年九月五日教育職員免許狀を授与した。

昭和二十五年九月二十二日

鳥 取 縣 教 育 委 員 會

免許狀の種類

番 号

氏 名

生 年 月 日

本 籍

地

小学校教諭二級
普通

昭二五小二普
第一号

岩成ます子

昭和五、四、五

鳥取縣岩美郡津ノ井村海藏寺

同 同 第二号

下田 幸男

同 五、一、六

同鳥取市吉方三一六

同 同 第三号

山崎 芳恵

同 六、一、七

同岩美郡津ノ井村余戸

同 同 第四号

寺尾 幸昭

同 四、二、四

同 大岩村大谷

同 同 第五号

上山 久典

同 五、一、三

同 小田村長郷一六〇

同 同 第六号

谷口 弘

同 大正一五、八、二

同八頭郡用瀬町別府二一九

同 同 第七号

林 百合子

昭和五、八、二八

同鳥取市賀露町九五六

同 同 第八号

脇田 章代

同 五、六、一〇

同 川端四丁目五五

同 同 第九号

小谷 寛昭

同 二、二、七

同東伯郡中北條村江北

同 同 第一〇号

安永恵美子

同 四、一二、一八

同 上井町清谷六一

00264

同(保体、音)	同 第二九号	渡辺 繁子	同 六、一、二〇	同岩美郡米里村越路六三五
同(国、家)	同 第三〇号	渡辺 みどり	同 五、一一、六	愛知縣海部郡八開村開治
同(家、国)	同 第三一号	安藤 温子	同 五、六、二七	同鳥取市川端一丁目六四
同(保体、家)	同 第三二号	武本 光代	同 五、四、一九	同東伯郡高城村下米積四三八
同(音、保体)	同 第三三号	中井美智子	同 六、二、一四	同小鴨村中河原
同(家、英)	同 第三四号	江木 光子	同 六、一、二三	山口縣岩国市錦見一三〇九二
同(国、函工)	同 第三五号	盛山 敦子	同 五、一一、一七	鳥取縣東伯郡浦安町槻下六八七
同(家)	同 第三六号	矢田 貞惠	同 五、三、一六	同西伯郡大山村坊領三二〇
同(保体、音)	同 第三七号	福田 操子	同 五、四、二七	同八頭郡智頭町智頭六七
同(保体、家)	同 第三八号	角田 澄子	同 五、一〇、一三	同西伯郡大山村宮内一八二
同(同)	同 第三九号	松岡 昭子	同 四、九、一六	同東伯郡東郷村国信一三五〇一
同(家、英)	同 第四〇号	黒見 純子	同 六、一、二	同西伯郡境町榮町八五
同(国、家)	同 第四一号	前條 節子	同 六、二、一一	同東伯郡淺津村下淺津
同(保体、函工)	同 第四二号	森田 良子	同 四、五、四	同八頭郡丹比村北山四五
同(保体、音)	同 第四三号	福岡 裕子	同 五、二二、一	同日野郡石見村花口一四三
同(函工、音)	同 第四四号	谷口 圭子	同 五、九、八	同岩美郡浦富町浦富
同(保健、函工)	同 第四五号	水木 輝	同 四、八、一	同八頭郡用瀬町用瀬四七五
同(英、国)	同 第四六号	遠藤 利江	同 五、六、八	同東伯郡倉人村藤津

同(理、数)	同 第四七号	橋本 安壽	大正 二、五、一三	同岩美郡本庄村河崎一七九
同(保体、社)	同 第四八号	桶川 健夫	同 七、八、二九	同氣高郡湖山村湖山一四一〇
同(社、数)	同 第四九号	森本 良一	同 一三、七、二九	同 松保村岩吉
同(函工、社)	同 第五〇号	渡瀬 俊明	同 一四、五、九	同鳥取市古市二九五
同(音、保体)	同 第五一号	河上 訓子	同 一五、七、八	同氣高郡末恒村内海五九二
同(家)	同 第五二号	鬼丸トヨ子	同 二、一、八	佐賀縣佐賀郡南川副村大井通
同(同)	同 第五三号	山根 隆子	明治四二、一、三	鳥取縣東伯郡倉吉町四谷六一
中学校教諭一級普通(理、数)	昭二五中一普 第一号	高沢 俊彦	大正 七、一一、八	鳥取縣鳥取市東町二六二
高等学校教諭二級普通(理)	昭二五二普 第一号	友田 政吉	大正 五、二、二〇	廣島縣廣島市南段原町二丁目七四九
同(教、農)	同 第二号	西尾 治	昭和 三、一二、二〇	鳥取縣鳥取市立川町三丁目
同(同)	同 第三号	沖 正	同 三、一〇、一九	同東伯郡上井町上井三八〇
同(数、工)	同 第四号	谷口 実	明治四一、三、一三	同岩美郡宇倍野村高岡
同(農)	同 第五号	竹歳 壽	昭和 三、四、三	同東伯郡由良町由良宿
同(工、数)	同 第六号	今村 耕一	同 四、九、三〇	同鳥取市行徳町三四一
同(家)	同 第七号	鬼丸トヨ子	大正 二、一、八	佐賀縣佐賀郡南川副村大井通
同(同)	同 第八号	山根 隆子	明治四二、一、三	鳥取縣東伯郡倉吉町四谷六一

同(教工)	同第九号	井本 公雄	昭和 二、六、二〇	同岩美郡蒲生村
高等學校教諭假 (農)	昭二五高假 第一号	黒川 博	昭和 三、二、三	鳥取縣東伯郡倉吉町西仲町
幼稚園教諭二級 普通	昭二五幼二普 第一号	安永惠美子	昭和 四、一三、一八	鳥取縣東伯郡上井町清谷六一
同	同第二号	小林幸太郎	明治二七、八、二八	同八頭郡若櫻町若櫻四二二
同	同第三号	日下部ちゑ子	同 四二、六、一六	同 若櫻五二三
同	同第四号	河上 訓子	大正一五、七、八	同氣高郡未恒村内海五九二
養護教諭二級普通	昭二五養二普 第一号	小泉 澄子	大正一四、一、二一	鳥取縣氣高郡寶木村寶木九二四六

昭和二十五年九月二十二日印刷
昭和二十五年九月二十二日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

行 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町